

鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の
設置事業との調和に関する条例の一部改正について

次のように改める。

令和5年2月21日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に
関する条例の一部を改正する条例

鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に関する
条例（平成29年鹿沼市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置
法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第3
項」を「第2条第2項」に改める。

第8条第2項第2号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」
に、「第3条第1項」を「第10条第1項」に、「宅地造成工事規制区域」を「宅地
造成等工事規制区域」に改める。

第13条第1項第7号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関
する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」
に改める。

附 則

この条例中第2条第1号の改正規定及び第13条第1項第7号の改正規定は公布
の日から、第8条第2項第2号の改正規定は令和5年5月26日から施行する。